

総合評価落札方式（若手技術者育成型）契約書約定事項

1. 「労務賃金の支払い」の条項は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。
2. 「下請け次数の制限」の条項は、評価項目に「下請け次数の制限」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

（労務賃金の支払い）

第 条 受注者は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

（下請け次数の制限）

第 条 受注者は、工事の施工にあたり、請負次数を2次下請け（注：建築は3次下請け）までに制限しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。